

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年7月20日作成)

法令名	地すべり等防止法施行細則
根拠条項	第2条第2項
許認可等の種類	承認を受けた工事に関する設計及び実施計画の変更 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第2条第2項 法第11条第1項の規定による知事の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)は、当該承認に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
審査基準	承認された地すべり防止工事の設計及び実施計画について、その変更しようとする内容が、地すべり防止工事基本計画を勘案し、かつ、法第12条に規定する構造等の基準に合致するものであること。
標準処理期間	総期間 25日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 25日・丹 ( )
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部農村振興課指導企画係
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課災害復旧係(電話番号: 011-231-4111(内線27-628))
備考	(公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nss/shinsakijun.htm</a> ) ※ 処分担当課欄、申請先欄の各総合振興局(振興局)から石狩、オホーツク、十勝、根室を除く なお、空知、上川は調整課指導企画係